

プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 作業部会の再開について

1. 当委員会による修正国際基準の公表と金融庁による制度化

1. 当委員会は、企業会計審議会が公表した「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（2013 年 6 月）の記載に基づき、2013 年 7 月に「IFRS のエンドースメントに関する作業部会」（以下「作業部会」という。）を設置し、国際会計基準審議会（IASB）が公表する個々の会計基準及び解釈指針（以下「会計基準等」という。）に関するエンドースメント手続を実施した。

当該エンドースメント手続を踏まえて、当委員会は、2015 年 6 月 30 日に「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」（以下「修正国際基準」という。）を公表した。

2. その後、修正国際基準に関して、2015 年 9 月 4 日に、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等が公布・施行された（付録 1 参照）。これにより、修正国際基準は制度化され、2016 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用できることとされた。

修正国際基準の公開草案を検討する過程で作業部会において議論された以下の 3 項目に関しては、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」において、以下のとおり定められた。

- (1) 制度の適用対象となる企業（内閣府令第一条、連結財務諸表規則第一条の三）

指定国際会計基準を適用する場合と同様に、修正国際基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備している等の一定の要件を満たす株式会社について適用が認められる。

- (2) 制度の適用時期（内閣府令附則第二条等）

修正国際基準に定めた内容と同様に、2016 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用する。四半期連結財務諸表については 2016 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用する。

- (3) 修正国際基準、日本基準及び指定国際会計基準の間の差異に関する記載の要否（内閣府令第九条、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(30)e 及び f)

指定国際会計基準に移行した場合と同様に、定量的開示が財務諸表外の情報

として求められている。すなわち、移行年度において、移行前の会計基準に基づく要約連結財務諸表の開示が求められている。また、移行年度とその後の年度において、連結財務諸表における主要な項目について、修正国際基準を適用した場合と日本基準を適用した場合との差異の概算額等の記載が求められている（移行年度については前年度と当年度、その後は当年度のみ。米国基準からの移行の場合を除く）。なお、作業部会で議論となった移行年度後における両者の間の調整表は求められていない。

II. エンドースメント手続の再開について

3. 2015年6月30日の修正国際基準の公表時に公表した文書「『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）』の公表にあたって」（以下「公表にあたって」という。）では、初度エンドースメント手続終了後、2013年12月31日現在でIASBにより公表されている会計基準等のエンドースメント手続を早期に完了し、その後、2013年12月31日後に公表された会計基準等のエンドースメント手続に着手するとしている。

これに基づき、今般、2013年12月31日現在でIASBにより公表されている会計基準等のエンドースメント手続を開始する。

4. エンドースメント手続は、引き続き作業部会及び企業会計基準委員会において行うが、2013年に改正が公表されたIFRS第9号「金融商品」（ヘッジ会計並びにIFRS第9号、IFRS第7号及びIAS第39号の修正）については、金融商品専門委員会においても検討を行ったうえで、作業部会で検討を行う。

III. 適用上の課題について

5. 「公表にあたって」では、IFRSの任意適用を積み上げていくうえで実務上の困難に対応する観点で、ガイダンスや教育文書のあり方について言及しており、ガイダンスや教育文書については、指定国際会計基準に関する実務への影響を勘案し、検討する対象を指定国際会計基準と修正国際基準の双方とするかも含めて、今後さらに検討を行っていくこととしている。
6. この点、2015年8月26日第318回企業会計基準委員会において、IFRS適用課題対応専門委員会の設置が承認され、IFRS解釈指針委員会の議論のフォローと我が国におけるIFRSの適用上の課題に関する議論を必要に応じて行うことが目的とされている（詳細については、審議事項(3)-2参考資料1を参照のこと）。

7. 当該専門委員会では、我が国における IFRS の適用上の課題について、必要に応じて、以下のとおり行うこととしている。
- わが国におけるIFRSの適用上の課題について、特に関係者による理解の共有を図るべきものがあるかどうかについて確認すること
 - 必要に応じて、IFRS解釈指針委員会に対して論点のサブミッションを行うべきかについて検討を行うこと
 - 提出した論点についてIASB及びIFRS解釈指針委員会から却下通知が公表された場合、わが国において個別対応（ガイダンスや教育文書の公表を含む。）を図る必要があるか否かについて検討を行うこと

上記については、指定国際会計基準と修正国際基準の双方を対象とすることが想定されるとされている。

8. 当該専門委員会の設置を踏まえ、初度エンドースメント手続で識別された適用上の課題の対応については、IFRS 適用課題対応専門委員会において検討を行うこととする。また、今後、作業部会で我が国における適用上の課題が識別され、当該課題が多くの企業にとって共通のものと考えられる場合、IFRS 適用課題対応専門委員会に伝達し、当該専門委員会において検討することとする。

以 上

2015年9月4日付で金融庁から公表された文書の一覧

『「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等について』において、金融庁から以下の文書が公表されている。なお、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令等は、2015年9月4日付で公布・施行された。

- 別紙1 コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方
- 別紙2 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令
- 別紙3 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等 新旧対照表
- 別紙4 労働金庫法施行規則の一部を改正する命令
- 別紙5 労働金庫法施行規則 新旧対照表
- 別紙6 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件
- 別紙7 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件 新旧対照表
- 別紙8 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について(連結財務諸表規則ガイドライン)等 新旧対照表
- 別紙9 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条に規定する指定国際会計基準に含まれる解釈指針について 新旧対照表

付録 2

2013年にIASBにより公表された新規の又は改正された会計基準等の一覧

- (1) IFRS 第 9 号「金融商品」(ヘッジ会計並びに IFRS 第 9 号、IFRS 第 7 号及び IAS 第 39 号の修正) (2013 年 11 月公表) (以下 IFRS 第 9 号 (2013 年) という。)
- (2) IFRIC 第 21 号「賦課金」(2013 年 5 月公表)
- (3) 「非金融資産に係る回収可能価額の開示」(IAS 第 36 号の修正) (2013 年 5 月公表)
- (4) 「デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続」(IAS 第 39 号の修正) (2013 年 6 月公表)
- (5) 「確定給付制度：従業員拠出」(IAS 第 19 号の修正) (2013 年 11 月公表)
- (6) 「IFRS の年次改善 2010-2012 年サイクル」(2013 年 12 月公表)
 - ① 権利確定条件の定義 (IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」)
 - ② 企業結合における条件付対価の会計処理 (IFRS 第 3 号「企業結合」)
 - ③ 事業セグメントの集約 (IFRS 第 8 号「事業セグメント」)
 - ④ 報告セグメントの資産の合計と企業の資産との調整表 (IFRS 第 8 号)
 - ⑤ 短期の債権債務 (IFRS 第 13 号「公正価値測定」)
 - ⑥ 再評価方式-減価償却累計額 (償却累計額) の比例的な修正再表示 (IAS 第 16 号「有形固定資産」及び IAS 第 38 号「無形資産」)
 - ⑦ 経営幹部 (IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」)
- (7) 「IFRS の年次改善 2011-2013 年サイクル」(2013 年 12 月公表)
 - ① 「有効な IFRS」の意味 (IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」)
 - ② 共同支配企業の範囲除外 (IFRS 第 3 号「企業結合」)
 - ③ ポートフォリオの例外 (IFRS 第 13 号「公正価値測定」)
 - ④ 不動産を投資不動産又は自己使用不動産に分類する際の、IFRS 第 3 号と IAS 第 40 号との相互関係の明確化 (IAS 第 40 号「投資不動産」)

以 上